

七飯町防災行政無線戸別受信機の貸与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が設置する戸別受信機（以下「戸別受信機」という。）の無償貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与対象及び数量)

第2条 戸別受信機の無償貸与を受けることができる者（以下「貸与対象者」という。）は、七飯町に居住又は所在しており、かつ次の各号のいずれかに該当する者又は施設とする。

- (1) 災害対策基本法第49条の10に定める避難行動要支援者名簿に掲載されている者
- (2) 75歳以上かつ単身世帯の者
- (3) 避難行動要配慮者のうち東大沼、軍川、上軍川、大沼町、西大沼に居住する者
- (4) 各町内会の会長を務める者
- (5) 民生児童委員を務める者
- (6) 国、道、町その他公共的団体の事務所及び施設
- (7) 社会福祉施設
- (8) 宿泊施設（簡易宿泊所及び下宿所は除く）
- (9) 宿泊設備のある病院
- (10) 小売店舗（店舗床面積1,000㎡以上）
- (11) 従業員5名以上の事業所
- (12) その他町長が必要と認める者（幼稚園、学校、駅、災害警戒区域に居住する者）

2 戸別受信機の貸与台数は、1世帯又は1施設につき1台とする。ただし、町長が特に必要と認めた限り、その台数を増やすことができる。

(申請)

第3条 戸別受信機の無償貸与を受けようとする者は、七飯町防災行政無線戸別受信機借用申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない

い。

(貸与)

第4条 町長は、提出された申請書について必要な審査を行わなければならない。

2 前項の審査により、相当と認めるときは、町長は申請者に戸別受信機を無償で貸与するものとする。

(返還)

第5条 戸別受信機の貸与を受けた者(以下「使用者」という。)は、町外へ転出その他理由により戸別受信機を必要としなくなったときは、速やかに防災行政無線戸別受信機返還届(様式第2号)を町長に提出のうえ、戸別受信機を町長に返還しなければならない。

(使用場所等の変更)

第6条 使用者は、町内における転居、事業所の移転等による設置場所の変更、その他第3条の申請内容に変更が生じた場合は、七飯町防災行政無線戸別受信機申請事項変更届(様式第3号)により町長に届け出なければならない。

(使用者の管理等)

第7条 使用者は、戸別受信機を善良な管理者の注意をもって取り扱うこととし、異常を発見したときは、速やかにその状況を町長に届け出なければならない。

2 使用者は、戸別受信機の全部又はその一部を故意又は過失により亡失し、又は毀損したときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 使用者は、戸別受信機を譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してならない。

(維持管理の費用)

第8条 戸別受信機の維持管理に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用は、使用者の負担とする。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 戸別受信機の使用に係る電気料金及び電池の交換費用

(2) 使用者の過失により、戸別受信機を破損し、又は故障したときの
修理費用

(貸与に関する記録)

第9条 町長は、戸別受信機を貸与したときは、当該者の氏名、住所及び
その他必要な事項を記録した台帳を備え付け、これを適正に管理しな
ければならない。戸別受信機の返還、設置場所等の変更が生じたときも同
様とする。

(損害の賠償)

第10条 町長は、戸別受信機を故意又は過失によって亡失又は毀損させ
た使用者に対し、その損害賠償を求めることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるほか、戸別受信機の管理に関し必要な事項は
町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

七飯町防災行政無線戸別受信機借用申請書

年 月 日

七飯町長 様

申請者 住所

氏名

（電話番号 — — ）

戸別受信機の無償貸与を希望しますので、七飯町防災行政無線戸別受信機の貸与に関する要綱第 3 条の規定により申請します。

設置場所	七飯町		
機器管理責任者		電話番号	

※申請者と同じ場合は記入不要です。

●戸別受信機受領証（※申請時に記入は不要です。）

七飯町防災行政無線戸別受信機を 1 台受領いたしました。なお、使用しなくなった場合は、速やかに返却します。

受領者氏名	
-------	--

七飯町処理欄（※記入しないでください。）

機器個別番号		確認者	
世帯番号		貸与日	年 月 日
備考			

様式第2号（第5条関係）

七飯町防災行政無線戸別受信機返還届

年 月 日

七飯町長 様

届出者 住所

氏名

（電話番号 — — ）

戸別受信機を返還しますので、七飯町防災行政無線戸別受信機の貸与に関する要綱第5条の規定により届け出ます。

機器個別番号	
設置場所	七飯町
返還理由	

七飯町処理欄（※記入しないでください。）

機器個別番号		確認者	
世帯番号		貸与日	年 月 日
備考			

様式第3号（第6条関係）

七飯町防災行政無線戸別受信機申請事項変更届

年 月 日

七飯町長 様

届出者 住所

氏名

（電話番号 — — ）

戸別受信機の借用申請内容を変更したいので、七飯町防災行政無線戸別受信機の貸与に関する要綱第7条の規定により届け出ます。

機器個別番号	
変更内容	機器管理責任者
	設置場所
	電話番号

七飯町処理欄（※記入しないでください。）

機器個別番号		確認者	
世帯番号		変更日	年 月 日
備考			